

社会福祉法人恵愛会役員手当

役員の手当は下記の通りとする。

会議その他の出席に係る報酬	
理事長	理事・評議員・監事
1か月 37万円 但し、経営状況により変動あり	2時間未満 ～ 5,000円 2時間超 ～ 10,000円
他団体主催の会合、行事等への出席に係る報酬	
理事長 ・ 理事 ・ 評議員 ・ 監事	
1日10,000円及び必要経費を支給	
* 必要経費 ～ 交通費・宿泊費・食事代・他領収書等で認められるもの	
交通費	
交通費は居住地より出席地までの往路のみ、30kmまでを上限として、別途1kmにつき100円を支給する。	

附 則

この規程は、平成24年8月29日から施行する。

この規程は 平成26年4月1日改定

この規程は、平成29年6月15日改定